

# 熊本県公報

第12934号

令和2年(2020年)  
6月16日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目次

### 告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の更新…………… (障がい者支援課) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の更新…………… ( 〃 ) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の更新…………… ( 〃 ) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の更新…………… ( 〃 ) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の更新…………… ( 〃 ) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の更新…………… ( 〃 ) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の更新…………… ( 〃 ) 3

### 公 告

- 熊本県病院事業業務状況の公表…………… (障がい者支援課) 3
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( 〃 ) 6
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 7
- 道路の位置の指定…………… ( 〃 ) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( 〃 ) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…… (商工振興金融課) 7

### 登 載 依 頼

- 口頭による開示請求をすることができる個人情報…………… (教育政策課) 8
- 計画段階環境配慮書の一般意見の募集…………… (電源開発株式会社) 8

## 告 示

### 熊本県告示第509号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年（2020年）6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
一般社団法人 自閉症スペクトラム支援センター にじ 球磨郡あさぎり町免田西3003番地37	一般社団法人自閉症スペクトラム支援センター にじ 球磨郡あさぎり町免田西3003番地37 満石 理恵	令和2年 (2020年) 2月1日	435180 0083	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

### 熊本県告示第510号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年（2020年）6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
通所支援事業所 ゆうくらぶ 球磨郡錦町大字一武3098-	オーガニックステーションYOU合同会社 球磨郡錦町大字西1	令和2年 (2020年) 3月19日	435180 0109	指定児童発達支援 指定放課後等デイサー

2	55番地 内山 拓也			ビス
---	---------------	--	--	----

**熊本県告示第511号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年（2020年）6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ひみつきち 合志市須屋19 31-4	NPO法人らぶらんど 熊本市中央区坪井三丁目1番7-502号 中村 淑代	令和2年 (2020年) 4月1日	435290 0080	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第512号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年（2020年）6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こども発育支援センター える ぴあセカンド 菊池郡菊陽町原水5651	NPO法人チャイルドサポートきくち 菊池市西寺1766番地1 北村 榮一郎	令和2年 (2020年) 4月10日	435220 0127	指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第513号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年（2020年）6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
くまもと学院・放課後クラブ 合志市須屋21 85-2	合同会社くまもと教育支援センター 合志市須屋2185-2 砂岡 憲喜	令和2年 (2020年) 4月15日	435290 0098	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第514号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年（2020年）6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び	事業者の名称、主た	指定年月日	事業所番号	障害児通所
----------	-----------	-------	-------	-------

び所在地	る事務所の所在地及び代表者の氏名			支援の種類
こもれび 宇土市松山町字 野田2030-1	一般社団法人未来の種 宇土市松山町413 2番地 松田 りか	令和2年 (2020年) 5月1日	435230 0034	指定放課後 等デイサー ビス

**熊本県告示第515号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年（2020年）6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
びあすまいる 上益城郡益城町 広崎932-2	株式会社ピアサポート 上益城郡益城町福富 719番地 富田 徹也	令和2年 (2020年) 6月1日	435140 0041	指定放課後 等デイサー ビス

**公 告**

**熊本県公告第352号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和元年度（2019年度）下期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。

令和2年（2020年）6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 事業の概要

(1) 概況

今期の外来患者は、延人数11,789人（うち児童・思春期653人）、1日平均99.1人で前年度同期と比較すると、延人数では1,305人、1日平均では10.0人の減少となっている。

また、入院患者については、延人数18,303人（うち児童・思春期756人）、1日平均100.0人、病床利用率66.7パーセント（稼働病床150床を基礎として算出。）で、前年度同期と比較すると、延人数で1,175人、1日平均では7.0人、病床利用率では4.6ポイントの減少となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況（カッコ内は児童・思春期） (単位：人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延人数	2,160 (118)	2,108 (110)	2,104 (112)	1,960 (105)	1,859 (102)	1,598 (106)	11,789 (653)
1日平均	102.9	105.4	105.2	103.2	103.3	76.1	99.1

② 入院患者の状況（カッコ内は児童・思春期） (単位：人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
定床	150	150	150	150	150	150	
延人数	3,208 (148)	2,906 (108)	3,005 (119)	3,070 (79)	3,031 (99)	3,083 (203)	18,303 (756)
1日平均	103.5	96.9	96.9	99.0	104.5	99.5	100.0
利用率	69.0%	64.6%	64.6%	66.0%	69.7%	66.3%	66.7%

③ 入退院調 (単位：人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入院者数	15	13	13	19	15	10	85
退院者数	18	19	15	11	14	19	96
月末患者数	103	97	95	103	104	95	

④ 外来患者病名別調（延人数：患者それぞれの外来通院日数の合計）（単位：人）

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
器 質 性 精 神 障 害	認知症	アルツハイマー型	2	1	5	2	6	6	22
		血管性							
		その他	1			1	1		3
	その他	23	27	29	24	32	22	157	
精神作用物質 による精神及 び行動の障害	アルコール	83	61	69	66	56	55	390	
	覚醒剤								
	その他	31	35	41	45	38	25	215	
統合失調症		1,027	932	993	909	876	625	5,362	
気分（感情）障害		567	496	500	488	474	440	2,965	
神経症性障害、ストレス関連障害等		219	194	208	197	180	199	1,197	
生理的障害等		1	1	1	1	1	1	6	
成人のパーソナリティ障害		3	4	4	4	3	5	23	
知的障害（精神遅延）		9	10	14	10	8	10	61	
心理的発達の障害		81	91	94	93	87	82	528	
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害		78	70	80	72	69	68	437	
てんかん		9	6	9	8	6	11	49	
その他		26	180	57	40	22	49	374	
合計		2,160	2,108	2,104	1,960	1,859	1,598	11,789	

⑥ 入院患者病名別調（延人数：患者それぞれの入院日数の合計）（単位：人）

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
器 質 性 精 神 障 害	認知症	アルツハイマー型				3	46	42	91
		血管性							
		その他							
	その他	31	46	31	31	29	31	199	
精神作用物質 による精神及 び行動の障害	アルコール	62	49	62	69	62	62	366	
	覚醒剤								
	その他		3	14	15	29	23	84	
統合失調症		2,079	1,842	1,898	1,948	1,826	1,860	11,453	
気分（感情）障害		360	342	424	419	428	326	2,299	
神経症性障害、ストレス関連障害等		31	19		8	53	81	192	
生理的障害等		31						31	
成人のパーソナリティ障害									
知的障害（精神遅延）		62	54	40	62	56	31	305	
心理的発達の障害		342	370	387	391	386	506	2,382	
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害		210	181	149	124	116	121	901	
てんかん									
その他									
合計		3,208	2,906	3,005	3,070	3,031	3,083	18,303	

(3) 職員の状況

(単位：人)

職 種 別	H31(2019).3.31現在	R2(2020).3.31現在
医 師	7	5
医 療 技 術 職 員	11	10
看 護 師	64	66
事 務 職 員	16	16
技 能 労 務 職 員	1	1
計	99	98

(注) 特別職である事業管理者1人を除く。

2 経理の状況

(1) 損益計算書 (令和元年(2019年)10月1日から令和2年(2020年)3月31日まで) (単位:円)

医業収益	367,789,791	
医業費用	1,021,182,957	
当期営業損失		653,393,166
医業外収益	463,525,729	
医業外費用	26,755,888	
当期営業外利益		436,769,841
当期経常損失		216,623,325
特別利益		82,818,675
特別損失		5,333,921
当期純損失		139,138,571

3 令和2年度(2020年度)の経営方針

- ・ 県民のための精神科医療機関としての使命を果たす。
- ・ 患者様の権利を擁護し、患者様との相互協力のもと、安心できる医療を実現する。
- ・ 職員一人ひとりが自己研鑽に努め、お互いの専門性と役割を尊重し、チーム医療の推進を図る。
- ・ 患者様の視点に立ちながら、徹底した医療の安全管理に努める。
- ・ 全員参加の経営により、安定した経営基盤を持つ病院づくりに努める。

4 令和2年度(2020年度)当初予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数 150床  
 入院患者 41,975人(1日平均 115人)  
 外来患者 26,730人(1日平均 110人)

(注) 平成20年(2008年)4月1日から許可病床200床のうち50床を休床中。

(2) 収益的収入及び支出の予定

(単位:千円)

病院事業収益	1,765,111	医業収益	857,786
		医業外収益	907,325
病院事業費用	1,758,354	医業費用	1,709,747
		医業外費用	48,557
		予備費	50

(3) 資本的収入及び支出の予定

資本的収入	103,000	企業債	103,000
資本的支出	357,584	建設改良費	125,245
		企業債償還金	232,339

**熊本県公告第353号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
椎葉 卓也	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字久米字原ノ田1971番1ほか1筆
源ちゃんファーム株式会社	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字久米字今村1498番1
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字赤坂3178番ほか2筆
山下 正通	上天草市松島町内野河内	上天草市松島町内野河内字馬場1662番ほか2筆
山下 正通	上天草市松島町内野河内	上天草市松島町内野河内字馬場1682番ほか2筆
大西 恒光	上天草市松島町内野河内	上天草市松島町内野河内字トウノ原2163番2ほか1筆
永森 文彦	上天草市松島町内野河内	上天草市松島町内野河内字太原2466番3ほか1筆

2 認可年月日

令和2年（2020年）6月9日

**熊本県公告第354号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
小夏 英昭	熊本市南区城南町沈目	熊本市南区城南町沈目字井龍460番1
有限会社グリーンズ白石	熊本市南区孫代町	熊本市西区域山薬師一丁目28番ほか5筆
小夏 英昭	熊本市南区城南町沈目	熊本市南区城南町沈目字前田383番
橋本 博康	熊本市南区孫代町	熊本市南区孫代町字下三町602番
村上 康貴	熊本市東区沼山津	上益城郡益城町大字木山字大迫端924番1ほか1筆
池田 末敏	山鹿市鹿本町来民	山鹿市鹿本町小嶋字豆田20番1
農事組合法人井手下ファーム	山鹿市鹿本町下分田	山鹿市鹿本町小柳字前田240番49ほか4筆
富田 耕輔	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字木山1131番4
農事組合法人川北夢百笑	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町梶屋字下北田711番1ほか1筆

津留 一也	山鹿市鹿本町石渕	山鹿市鹿本町石渕字間川179番地
株式会社中井農産	山鹿市鹿央町持松	山鹿市鹿本町中分田字木浦20番33ほか6筆
坂本 卓也	山鹿市方保田	山鹿市方保田字木の下2422番ほか8筆

2 認可年月日

令和2年(2020年)6月9日

**熊本県公告第355号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和2年(2020年)6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡菊陽町大字津久礼76番地3
- 2 築造者の氏名 株式会社ジョイント
- 3 道路の位置 菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北一丁目3867番2及び同3867番3
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 33.48メートル
- 6 指定年月日 令和2年(2020年)6月3日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第63号

**熊本県公告第356号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和2年(2020年)6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区平成三丁目16番27号
- 2 築造者の氏名 株式会社九建ホーム
- 3 道路の位置 菊池郡菊陽町大字津久礼字前田1758番4及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.01メートルから4.02メートルまで
- 5 道路の延長 32.42メートル
- 6 指定年月日 令和2年(2020年)6月3日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第64号

**熊本県公告第357号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字久保田字大堀木2681番1  
2,834.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡菊陽町大字津久礼2962番地3  
有限会社サンケイ地所

**熊本県公告第358号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により八代市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和2年(2020年)6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ドラッグストアモリ八代旭中央通り店  
熊本県八代市旭中央通1番2 外
- 2 八代市から聴取した意見の概要  
周辺の地域の生活環境保持のため  
(1)歩行者の通行の利便の確保等  
国道3号線側の敷地内への出入口は歩道を通過する必要があるため、車と歩行者・自転車への注意喚起を行うこと。  
(2)騒音の発生及び光害に係る事項  
早朝、深夜の出退・駐車車両及び荷下ろし作業等に係る騒音については、周辺住民

への影響が少なくなるよう特に配慮すること。  
また、夜間照明については、周辺住民への影響を考慮し、設置箇所や角度等を検討するとともに、地球温暖化対策の観点から必要最低限の照明基数等を考慮すること。

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部振興課  
令和2年(2020年)6月16日から令和2年(2020年)7月16日まで

**登 載 依 頼**

**熊本県教育委員会告示第10号**

平成23年(2011年)2月8日熊本県教育委員会告示第1号(口頭による開示請求をすることができる個人情報)の一部を次のように改正し、令和2年(2020年)6月16日から施行する。

令和2年(2020年)6月16日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

表熊本県会計年度任用職員採用試験(熊本県教育情報システム補助業務非常勤職員)の項中「熊本県教育情報システム補助業務非常勤職員」を「熊本県教育情報システム補助業務会計年度任用職員」に改め、同表熊本県会計年度任用職員採用試験(熊本県育英資金関係非常勤職員)の項中「熊本県育英資金関係非常勤職員」を「熊本県育英資金関係会計年度任用職員」に改め、同表熊本県会計年度任用職員採用試験(熊本県スクールソーシャルワーカー)の項の次に次のように加える。

熊本県会計年度任用職員採用試験(独立行政法人日本スポーツ振興センター関連業務補助職員)	得点及び順位	合格発表の日から1月	学校安全・安心推進課
---	--------	------------	------------

表熊本県会計年度任用職員採用試験(独立行政法人日本スポーツ振興センター関連業務補助職員)の項を削る。

**公 告**

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第3条の3第1項の規定により作成した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)について、同法第3条の7の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
令和2年6月16日

電源開発株式会社 代表取締役社長 渡部 肇史

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 電源開発株式会社
  - (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 渡部 肇史
  - (3) 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 (仮称)肥薩ウインドファーム
  - (2) 種類 風力発電(陸上)
  - (3) 規模 最大129,000kW
- 3 事業実施想定区域の位置  
熊本県水俣市、鹿児島県出水市及び伊佐市
- 4 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
  - (1) 場所
    - ア 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)
    - イ 水俣市役所仮庁舎1階ロビー
    - ウ 水俣市湯の鶴温泉保健センター「ほたるの湯」1階休憩所
  - (2) 期間 令和2年6月16日(火)から令和2年7月15日(水)まで(各施設の開庁日に準ずる。)
  - (3) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで(各施設の開庁時間に準ずる)
- 5 配慮書の電子縦覧 <https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>
- 6 意見書の提出  
配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
  - (1) 提出期限 令和2年7月15日(水)当日消印有効
  - (2) 提出方法 後述の意見書の提出に必要な事項を記載し、問合せ先まで郵送(当日消印有効)又は縦覧場所(熊本県庁を除く)に設置された意見書箱への投函。
  - (3) 意見書の提出に必要な事項



意見書には次に掲げる事項を記載すること。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称

ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

8

問合せ先

電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 風力事業部 事業推進室

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

TEL 03-3546-9600

（午前9時00分から午後5時00分まで（土日・祝日を除く））

担当：若林